

○ デジタル庁
告示第十六号
総務省

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件を次のように定める。

令和五年五月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(用語) 第一条 この技術的基準において使用する用語は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 一 「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知、同条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知する個人番号カード用署名用電子証明書の受信及び同条第七項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の同条第四項の個人番号カードへの記録、法第二十五条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子検証符号の通知、同条第六項の規定により機構が通知する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の受信及び同条第七項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の同条第四項の個人番号カードへの記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。 〔二・三 略〕 四 「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し同項の個人番号カードに記録するため並びに法第二十四条第四項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用利用者符号及び利用者証明用利用者検証符号を作成し同項の個人番号カードに記録するための住所地市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。 (暗証番号の基準等) 第四条 規則第六条第二項の規定により法第三条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第四十二条第二項の規定により法第二十三条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号又は規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。 (鍵ペア生成装置の基準) 第五条 鍵ペア生成装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。	(用語) 第一条 〔同上〕 一 「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知、同条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知する署名用電子証明書の受信及び同条第七項の規定による署名用電子証明書の同条第四項の電磁的記録媒体への記録、法第二十五条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明用電子検証符号の通知、同条第六項の規定により機構が通知する利用者証明用電子証明書の受信及び同条第七項の規定による利用者証明用電子証明書の同条第四項の電磁的記録媒体への記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。 〔二・三 同上〕 四 「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項の規定により住所地市町村長が署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し同項の電磁的記録媒体に記録するため並びに法第二十四条第四項の規定により住所地市町村長が利用者証明用利用者符号及び利用者証明用利用者検証符号を作成し同項の電磁的記録媒体に記録するための住所地市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。 (暗証番号の基準等) 第四条 規則第六条第二項の規定により法第三条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号又は規則第四十二条第二項の規定により法第二十三条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。 (鍵ペア生成装置の基準) 第五条 〔同上〕

【二略】

二 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

三 当該鍵ペア生成装置、法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体又は法第三十五条の二第二項に規定する電磁的記録媒体を用いて過去に作成された署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号と同一の署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号が、当該鍵ペア作成装置、法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体又は法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体を用いて作成されることを防止するための措置が講じられていること。

四 作成した個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を署名利用者又は利用者証明利用者の個人番号カードに送信する場合において、当該署名利用者符号又は当該利用者証明利用者符号を暗号化して送信するための必要な機能を有すること。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードの基準）

第六条 法第三条第四項又は第二十二条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 公的個人認証サービス利用領域（個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第1の10に規定する公的個人認証サービス利用領域をいう。）に個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二条第二項の暗証番号を記録することが可能であること。

【削る】

【二 同上】

二 署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

三 当該鍵ペア生成装置を用いて過去に作成された署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号と同一の署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号が作成されることを防止するための措置が講じられていること。

四 作成した署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を署名利用者又は利用者証明利用者の電磁的記録媒体に送信する場合において、当該署名利用者符号又は当該利用者証明利用者符号を暗号化して送信するための必要な機能を有すること。

（署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準）

第六条 法第三条第四項の規定により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体又は法第二十二条第四項の規定により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 電磁的記録媒体が個人番号カードの場合にあつては、公的個人認証サービス利用領域（個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第1の10に規定する公的個人認証サービス利用領域をいう。）に署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二条第二項の暗証番号を記録することが可能であること。

二 個人番号カード以外の電磁的記録媒体にあつては、次の要件のすべてを満たすこと。

イ 半導体集積回路上に公的個人認証サービスアプリケーション（個人番号カードに関する技術的基準第1の9に規定する公的個人認証サービスアプリケーションをいう。）のための専用の領域を有すること。

ロ イに規定する領域に署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二条第二項の暗証番号を記録することが可能であること。

ハイに規定する領域とそれ以外の領域は、電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、イに

二 略

三 前条第四号の規定により暗号化されて送信された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る署名利用者符号を復号するために必要な機能を有すること。

四 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の個人番号カードの外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有すること。

(受付窓口端末アプリケーションの基準)

第七条 受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の個人番号カード用署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

二 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードとの間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーションが正当なものであることを認証するための必要な機能を有すること。

(署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準)

第八条 署名用電子証明書発行者署名符号(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。)又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。)を作成するための機構の使用に係る電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとする。

二 略

規定する領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、イに規定する領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。

三 同上

四 前条第四号の規定により暗号化されて送信された署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を復号するために必要な機能を有すること。

五 署名利用者符号又は利用者証明利用者符号の電磁的記録媒体の外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有すること。

(受付窓口端末アプリケーションの基準)

第七条 受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十九条第二項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

二 署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体との間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーションが正当なものであることを認証するための必要な機能を有すること。

(署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準)

第八条 署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成するための機構の使用に係る電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとする。

二 同上 同上

二 同上

(個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項)

第九条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第四条の規定により、個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第十条第一項の規定により、個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者の漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の個人番号カード用署名用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

2 法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であつて、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであることから、法第二十三条の規定により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者証明利用者の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第二十九条第一項の規定により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

(住所地市町村長と機構との間の情報の送受信)

第十条 【略】

2 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに同条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並

(署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項)

第九条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第四条の規定により、署名利用者は、自己に係る署名利用者の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の署名利用者の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第十条第一項の規定により、署名利用者は、署名利用者の漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該署名利用者に係る署名用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の署名用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

2 法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であつて、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであることから、法第二十三条の規定により、利用者証明利用者は、自己に係る利用者証明利用者の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者証明利用者の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第二十九条第一項の規定により、利用者証明利用者は、利用者証明利用者の漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

(住所地市町村長と機構との間の情報の送受信)

第十条 【同上】

2 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに同条第六項の規定による署名用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び署名利用者検証符号並びに署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

3 法第二十二條第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子検証符号の通知並びに同条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。 〔署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式〕 第十一条 署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び利用者証明用電子証明書（法第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の様式は、ITU-T勧告 X.509（03/2000）に準拠するものとし、署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項は、署名用電子証明書の拡張領域に記録するものとする。 〔署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法〕 第十二条 署名用電子証明書発行記録（法第八条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び法第十六条の七に規定する移動端末設備用署名用電子証明書発行記録をいう。次項において同じ。）の記録及び保存並びに利用者証明用電子証明書発行記録（法第二十七条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録及び法第三十五条の七に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次項において同じ。）の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、保存することにより行うものとする。 〔2 略〕 〔署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法〕 第十三条 署名用電子証明書失効申請等情報（法第十一条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報及び法第十六条の十に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報をいう。次項において同じ。）の記録及び保存並びに利用者証明用電子証明書失効申請等情報（法第三十条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報及び法第三十五条の十に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報をいう。次項において同じ。）の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。 〔2 略〕 〔個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書失効情報の記録及び保存の方法〕 第十四条 法第十二條の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存並びに法第三十一条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子異動等失効情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。	3 法第二十二條第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明用電子検証符号の通知並びに同条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び利用者証明用電子検証符号並びに利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。 〔署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式〕 第十一条 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式は、ITU-T勧告 X.509（03/2000）に準拠するものとし、署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項は、署名用電子証明書の拡張領域に記録するものとする。 〔署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法〕 第十二条 法第八条の規定による署名用電子証明書発行記録の記録及び保存並びに法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、保存することにより行うものとする。 〔2 同上〕 〔署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法〕 第十三条 法第十一条の規定による署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存並びに法第三十条の規定による利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。 〔2 同上〕 〔署名利用者異動等失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報の記録及び保存の方法〕 第十四条 法第十二條の規定による署名利用者異動等失効情報の記録及び保存並びに法第三十一条の規定による利用者証明用電子異動等失効情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。
---	--

〔2 略〕 （署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法） 第十五条 署名用電子証明書記録誤り等に係る情報（法第十三条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び法第十六条の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を含む。）の記録及び保存並びに利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報（法第三十二条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び法第三十五条の十一に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を含む。）の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。 〔2 略〕 （移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準） 第十七条の二 法第十六条の二第一項及び法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。	〔2 略〕 （署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法） 第十六条 署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（法第十四条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び法第十六条の十二に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を含む。）の記録及び保存並びに利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（法第三十三条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び法第三十五条の二に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を含む。）の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。 〔2 略〕 （署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法） 第十七条 署名用電子証明書失効情報ファイル（法第十六条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び法第十六条の十五に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルを含む。）の作成及び保存並びに利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（法第三十五条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び法第三十五条の十五に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを含む。）の作成及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。	〔2 同上〕 （署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法） 第十五条 法第十三条の規定による署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存並びに法第三十二条の規定による利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。
〔新設〕	〔2 同上〕 （署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法） 第十七条 法第十六条の規定による署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存並びに法第三十五条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。	〔2 同上〕 （署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法） 第十六条 法第十四条の規定による署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存並びに法第三十三条の規定による利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

- 一 内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること。
 - 二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに移動端末設備用利用者証明書用電子証明書に係る利用者証明書利用者符号及び利用者証明書利用者検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。
 - 三 半導体集積回路に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、法第十六条の二第一項及び法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。
 - 四 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八の認証の基準に適合していること。
 - 五 半導体集積回路上に公的個人認証サービスアプリケーション（個人番号カード等に関する技術的基準第1の9に規定する公的個人認証サービスアプリケーションをいう。次号において同じ。）のための専用の領域を有すること。
 - 六 暗証番号（規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号及び規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号をいう。第九号、第十一号及び第十二号において同じ。）を設定してはじめて、公的個人認証サービスアプリケーションが利用可能な状態になること。
 - 七 第五号に規定する領域に移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号、移動端末設備用署名用電子証明書並びに規則第二十四条の三第二項の暗証番号並びに移動端末設備用利用者証明書用電子証明書に係る利用者証明書利用者符号及び利用者証明書利用者検証符号、移動端末設備用利用者証明書用電子証明書並びに規則第五十九条の三第二項の暗証番号を記録することが可能であること。
 - 八 第五号に規定する領域と機構相互間の認証を行うための情報を同号に規定する領域に設定し、同号に規定する領域の外部から同号に規定する領域の内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。
 - 九 第五号に規定する領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限（同号に規定する領域に記録された各情報ごとに、認証、暗証番号の照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。
 - 十 第五号に規定する領域とそれ以外の領域は、法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体又は法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、同号に規定する領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、同号に規定する領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。
 - 十一 暗証番号の照合は、第五号に規定する領域の内部で行うこと。
 - 十二 暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。
- （移動端末設備用署名用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明書用電子証明書の提供に際し

ての申請者への説明事項」

第十七条の三 機構は、法第十六条の二第七項の規定により同条第二項に規定する申請者が移動

端末設備用署名用電子証明書を同条第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、次に掲げる事項を申請者に提示しなければならない。

一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第十六条の三の規定により、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第十六条の八第三項の規定により、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書を記録した法第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第十六条の八第一項の申請をしなければならないこと。

三 法第十六条の九第一項の規定により、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者の漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者の符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

四 虚偽の申請をして、不実の移動端末設備用署名用電子証明書を発行させた者は、法第七十条の規定により罰せられること。

2 機構は、法第三十五条の二第七項の規定により同条第二項に規定する申請者が移動端末設備用利用者証明用電子証明書を同条第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、次に掲げる事項を申請者に提示しなければならない。

一 電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であつて、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとして同一の者であることを証明するものであることから、法第三十五条の三の規定により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第三十五条の八第三項の規定により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した法第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第三十五条の八第一項の申請をしなければならないこと。

三 法第三十五条の九第一項の規定により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者の符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者の符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに当該利用者証明利用者に係

〔新設〕

る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。	
四 虚偽の申請をして、不実の移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。	
(申請者と機構との間の情報の送受信)	
第十七条の四	法第十六条の二第八項及び第三十五条の二第八項に規定する電気通信回線は、安全な通信プロトコルの採用その他の総務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線でなければならない。
2	法第十六条の二第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知及び同条第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、申請者又は機構は、当該署名利用者検証符号及び移動端末設備用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。
3	法第三十五条の二第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知及び同条第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、申請者又は機構は、当該利用者証明利用者検証符号及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。
(個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存の方法)	
第十七条の五	法第十六条の十三の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存並びに法第三十五条の十三の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。
2	機構は、個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録し、及び保存した電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。
(情報の漏えい防止等のために必要な措置)	
第三十一条	規則第二十八条第三号へに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。
「一〇三 略」	
四	第三十条第二項に規定する機能による記録のうち、次に掲げる事項を、毎年一回、内閣総理大臣及び総務大臣（第三十七条第一項及び第三十八条において「主務大臣」という。）に報告すること。
「イ・ロ 略」	
ハ 機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報（法第十六条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び法第十六条の十五に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報をいう。ホにおいて同じ。）、署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証	
書失効情報等」という。）の件数	
【新設】	
(情報の漏えい防止等のために必要な措置)	
第三十一条	【同上】
「一〇三 同上」	
四	【同上】
「イ・ロ 同上」	
ハ 機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報、署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、利用者証明用電子証明書失効情報、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号（二において「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数	
【新設】	

明書失効情報（法第三十五条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び法第三十五条の十五に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報という。ホにおいて同じ。）、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号（ニにおいて「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数 〔二・ホ 略〕 〔五 略〕 （情報の漏えい防止等のために必要な措置） 第三十二条の二 規則第六十四条の六条第二号トに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。 〔一・二 略〕 （特定利用者証明検証者証明符号管理室への入出場を管理するために必要な措置） 第三十二条の三 規則第六十四条の七第一号に規定する入出場を管理するために必要な措置は、次の各号に定める要件を満たすものとする。 〔一・二 略〕 （特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置） 第三十二条の四 規則第六十四条の七第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。 〔一・二 略〕 （正当な権限を有しない者による特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の作動を防止するための措置等） 第三十二条の五 規則第六十四条の七第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。 〔一・二 略〕 〔2 略〕 （特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備等の災害を防止するために必要な措置） 第三十二条の六 規則第六十四条の七第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。 〔一・三 略〕 （利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能） 第三十二条の七 規則第六十四条の七第六号に規定する利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能とは、次に掲げるとおりとする。 〔一・二 略〕	〔二・ホ 同上〕 〔五 同上〕 （情報の漏えい防止等のために必要な措置） 第三十二条の二 規則第六十四条の五条第二号トに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。 〔一・二 同上〕 （特定利用者証明検証者証明符号管理室への入出場を管理するために必要な措置） 第三十二条の三 規則第六十四条の六第一号に規定する入出場を管理するために必要な措置は、次の各号に定める要件を満たすものとする。 〔一・二 同上〕 （特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置） 第三十二条の四 規則第六十四条の六第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。 〔一・二 同上〕 （正当な権限を有しない者による特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の作動を防止するための措置等） 第三十二条の五 規則第六十四条の六第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。 〔一・二 同上〕 〔2 同上〕 （特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備等の災害を防止するために必要な措置） 第三十二条の六 規則第六十四条の六第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。 〔一・三 同上〕 （利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能） 第三十二条の七 規則第六十四条の六第六号に規定する利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能とは、次に掲げるとおりとする。 〔一・二 同上〕
--	---

〔対応署名用電子証明書の発行の番号の提供の方法〕 第三十三条の三 令第十四条の三第一号の規定により電気通信回線を通じて対応署名用電子証明書の発行の番号を提供する方法は、署名検証者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。	〔新設〕
2 令第十四条の三第一号の規定により電気通信回線を通じて対応署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応署名用電子証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。 〔対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法〕	〔新設〕
第三十六条の二 令第二十五条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を提供する方法は、利用者証明検証者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。	〔新設〕
2 令第二十五条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。	〔新設〕
（認証業務実施設備等の災害を防止するために必要な措置） 第四十三条 規則第七十三条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。	（認証業務実施設備等の災害を防止するために必要な措置） 第四十三条 〔同上〕
〔一 略〕 二 認証業務実施設備室 次に掲げる要件を満たすこと。 〔イ・ロ 略〕 ハ 火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられていること。	〔一 同上〕 二 〔同上〕 〔イ・ロ 同上〕 ハ 自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。
〔削る〕 二 〔略〕 三 認証業務実施設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。 〔イ・ロ 略〕	二 〔同上〕 三 〔同上〕 ハ 防火区画内に設置されていること。
ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすることその他火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられていること。	ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、令和五年五月十一日から適用する。